

【教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座】



受講料の**最高20% (上限10万円)**が戻ります！

教育訓練給付制度とは？

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った経費の一定割合に相当する額(上限あり)がハローワーク(公共職業安定所)から支給されます。

本制度を利用できる方は？ 次の 又は のいずれかに該当する方。

雇用保険の被保険者 (在職者)

受講開始日において、支給要件期間(被保険者であった期間)が3年以上(初回に限り1年以上)ある方。

雇用保険の被保険者であった方 (離職者)

受講開始日において、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間(被保険者であった期間)が3年以上(初回に限り1年以上)ある方。

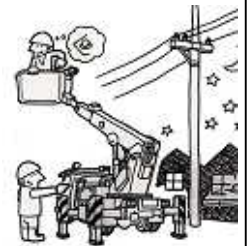
注意

過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな受給資格が得られないことになります。このことから、**同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。**

本制度を利用するには？

ハローワークにて受給資格の有無を確認する。

支給対象であるかどうか、事前に管轄のハローワークにてご確認下さい。
「教育訓練給付金支給要件照会票」をハローワークに提出することで確認ができます。



受講申込みをする。

受講申込書を作成し、コマツ教習所静岡センタへ提出して下さい。
その際、申込書に「教育訓練修了証明書の発行を希望する」旨を明記して下さい。

講習を受講する。(受講料は本人負担)

全科目を修了された時点で「教育訓練修了証明書」を発行いたします。

給付金の申請をする。

【提出書類】

- ・教育訓練給付金支給申請書・教育訓練修了証明書
- ・本人確認書類
- ・雇用保険被保険者証 ・領収証等



各自、管轄のハローワークへ給付金の申請を行って下さい。
申請期限は、訓練修了日翌日起算1ヶ月以内です。

詳しくは、最寄のハローワークへお問い合わせ下さい。

教育訓練対象コースは次ページ

教育訓練給付制度対象コース一覧

平成22年10月より、も対象となりました。

コース名	受講科目	時間	日数	受講料 (税込み)	給付額 (20%)	実際負担額
車両系(38H) コース	車両系建機(整地等) 運転技能講習	38H	6日	¥99,000	¥19,800	¥79,200
フォークリフト(31H) コース	フォークリフト 運転技能講習	31H	4日	¥41,000	¥8,200	¥32,800
小型移動式クレーン (20H)コース	小形移動式クレーン 運転技能講習	20H	3日	¥40,000	¥8,000	¥32,000
玉掛け(19H) コース	玉掛け 技能講習	19H	3日	¥28,000	¥5,600	¥22,400
高所作業車 (14H)コース	高所作業車 運転技能講習	14H	2日	¥42,000	¥8,400	¥33,600
ガス溶接(13H) コース	ガス溶接 技能講習	13H	2日	¥23,000	¥4,600	¥18,400
ショベルローダー (31H)コース	ショベルローダー等 運転技能講習	31H	4日	¥67,000	¥13,400	¥53,600
小型移動式クレーン (16H)コース	小形移動式クレーン 運転技能講習	16H	3日	¥36,000	¥7,200	¥28,800
高所作業車 (12H)コース	高所作業車 運転技能講習	12H	2日	¥40,000	¥8,000	¥32,000

資格は仕事の第一歩！！



静岡労働局長登録教習機関
コマツ教習所株式会社静岡センタ
 〒422-8004 静岡県静岡市駿河区国吉田1丁目11-30
 TEL 054-262-0005 FAX 054-262-0019
 HP <http://www.komatsu-kyosyujo.co.jp/sizuoka/>